

○うきは市総合教育会議設置要綱

(平成27年4月1日告示第44号)

改正 平成30年11月9日告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、市長と教育委員会が協議・調整し、教育政策の方向性を共有し、連携して効果的な教育行政を推進していくため、うきは市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって組織する。

(会議)

第3条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(意見の聴取)

第4条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者（以下「関係者等」という。）から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

2 関係者等には、うきは市職員等旅費に関する条例第2条第5項の規定に基づき、費用弁償を支払うものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表するものとする。ただし、前条の規定により非公開とした部分は除く。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、企画財政課企画調整係において処理する。

(補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年11月9日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後のうきは市総合教育会議設置要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。